

# 鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金の 事務手続きについて

## 1. 事業計画書提出

○下記提出先に郵送又は持参してください。

※様式は右記からダウンロード可能です。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/129008.htm>

## 2. 交付予定額の内示

## 3. 交付申請書の提出

○下記提出先に郵送又は持参してください。

※様式は右記からダウンロード可能です。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/129008.htm>

## 4. 交付決定の通知

## 5. 補助事業の実施

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更したい場合】

事業を変更する場合には県の承認が必要です。例)補助対象経費の2割を超える増減等  
変更申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 6. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了は、介護ロボット納入、納入業者への支払い及び計画書に記載した  
導入効果の検証が完了した日になります。

## 7. 実績報告書提出

(完了から30日以内又は事業完了年度の翌年度の4月20日のいずれか早い時期)

○実績報告は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

※実績報告書の審査が終わり次第、速やかにお支払いします。なお、県に債権者登録  
(口座振替先金融機関等をコンピュータに登録)されていない場合は、振込先等を記載した口座振  
込依頼書を提出してください。

(様式は右記からダウンロードできます。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/129008.htm>)

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857-26-7179 [choujyushakai@pref.tottori.lg.jp](mailto:choujyushakai@pref.tottori.lg.jp)